平成２３年（フ）第１３７号
福岡市東区多の津５丁目33番４―104号
債務者　南里　謙次
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３８号
福岡市東区多の津５丁目33番４―104号
債務者　南里千賀子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４０号
福岡市早良区賀茂１丁目７番６号
債務者　古藤　義久
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５８号
福岡市早良区大字石釜32番地55
債務者　西　　雅秀
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６７号
福岡県春日市春日公園１丁目36番地春日公園団地18棟304号
債務者　西森　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９５号
福岡市東区大字香椎1439番地１
債務者　河村　理輝
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７９号
福岡市南区花畑３丁目１番８号
債務者　三苫　賢次
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８２号
長崎県長崎市深堀町５丁目210番地３　北村ハイツ203号、旧住所長崎県長崎市平山台２丁目10番21号
債務者　葛島美根子
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８７号
岩手県花巻市高木第20地割200番地205、前住所岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割15番地38
債務者　成田　俊介（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１１９号
岩手県北上市上江釣子17地割216番地２
債務者　高橋　　恵
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１９１４号
仙台市宮城野区福田町２丁目14番９号　サンライズ宮城野205
債務者　奥山　伸也
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
仙台市宮城野区五輪１丁目４番22―311号
債務者　浜口穂美こと　濱口　穂美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
仙台市宮城野区宮千代２丁目15番地の１　コンフォートＫＭ―106
債務者　佐々木文人
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１号
宮城県刈田郡蔵王町宮字小山田42番地１
債務者　我妻　佳代
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１３号
宮城県角田市梶賀字高畑南55番地３
債務者　桑島　　正
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２４号
宮城県大崎市古川大崎字伏見下伏見104番地
債務者　岩崎　　透
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
宮城県大崎市古川大崎字伏見下伏見104番地
債務者　岩崎　千秋
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係